

質問書に対する回答

件名) 横浜新道 保土ヶ谷高架橋橋梁補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告（説明書） p.8 4-3. 技術提案書の作成 作成にかかる留意事項	過度なコスト負担を要する提案の取扱いとして、「②吊り足場の設置・撤去時における安全対策に関する留意点と対応策について施工箇所に作業監視を行う見張りのため常時監視を配置する提案」と記載されていますが、作業監視員を施工箇所に配置することが過度なコスト負担と考えて良いでしょうか。	そのとおりお考えください。
2	入札公告（説明書） p.8 4-3. 技術提案書の作成 作成にかかる留意事項	過度なコスト負担を要する提案の取扱いとして、「②吊り足場の設置・撤去時における安全対策に関する留意点と対応策について施工箇所に作業監視を行う見張りのため常時監視を配置する提案」と記載されていますが、カメラ等による遠隔での監視は、過度なコスト負担を要しない提案と考えて良いでしょうか。	技術提案の内容についてはお答えできませんので、貴社でご判断のうえ、提案してください。
3	入札公告（説明書） p.9 4-6. 技術提案書の採否の確認等の評価基準	評価基準において、「見積対象項目に含まれる提案は評価しない」と記載されていますが、割掛対象表参考内訳書（1/3）の【仮設備工事費】移動足場工費A・B（夜）の数量内訳（参考）に「※高所作業車バケットにシート張防護（防音）を含む。」と記載されております。高所作業車への防音設備の設置は見積対象項目であるため、評価されないと考えて良いでしょうか。	そのとおりです。割掛対象表参考内訳書に示すシート張防護（防音）は、発注者が最低限必要と考える防音対策として見積対象項目に計上しています。技術提案ではこれ以外の防音対策の提案をお考えください。
4	割掛対象表参考内訳書（1/3） p.2 【仮設備工事費】移動足場工費A・B（夜）	数量内訳（参考）に「※高所作業車バケットにシート張防護（防音）を含む。」と記載されておりますが、「シート張防護（防音）」以外の防音設備の設置も、見積対象項目に該当し評価しないと考えて良いでしょうか。	見積対象項目に該当するのは、シート張防護（防音）のみです。
5	NEXCO試験方法 第4編 構造関係試験方法 令和2年7月	試験法423-1に「ウォータージェットによるはつり処理性能試験」が記載されていますが、本工事においても同試験合格者でなければ施工ができないと考えて良いでしょうか。	構造物施工管理要領3-1-2(3)解説に記載のとおりです。
6	設計図 98/225 保土ヶ谷高架橋 はく落防止対策工 一般図(2)	上り線P18橋脚部分にある公園は、夜間でも占用できると考えて良いでしょうか。	上り線P18橋脚部分にある公園は、施工中夜間も占用できます。